

児童遊園地及び緑地等除草業務仕様書（各業務共通）

1 業務名

- ア 北部児童遊園地除草業務
- イ 北中部児童遊園地除草業務
- ウ 中南部児童遊園地除草業務
- エ 南部児童遊園地除草業務
- オ 東部児童遊園地除草業務
- カ 北部緑地等除草業務
- キ 南部緑地等除草業務

2 業務場所

- ア 大津市和邇今宿ほか（別紙一覧表のとおり）
- イ 大津市下阪本六丁目ほか（別紙一覧表のとおり）
- ウ 大津市馬場三丁目ほか（別紙一覧表のとおり）
- エ 大津市千町二丁目ほか（別紙一覧表のとおり）
- オ 大津市大江三丁目ほか（別紙一覧表のとおり）
- カ 大津市木の岡町ほか（別紙一覧表のとおり）
- キ 大津市皇子が丘一丁目ほか（別紙一覧表のとおり）

3 業務内容

- ア 敷地内の除草 109か所 56,110㎡
- イ 敷地内の除草 111か所 52,990㎡
- ウ 敷地内の除草 115か所 66,270㎡
- エ 敷地内の除草 81か所 59,150㎡
- オ 敷地内の除草 110か所 54,440㎡
- カ 敷地内の除草 9か所 30,270㎡
- キ 敷地内の除草 7か所 24,570㎡

4 委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和8年11月30日まで

5 業務仕様

- ① 前項アからオまでに掲げる業務に関しては、以下の指定期間に除草を実施するものとする。前項カ及びキに掲げる業務に関しては、以下の指定期間の1回目及び3回目に除草を実施するものとする。なお、年3回の箇所に関しては、以下の指定期間に除草を実施するものとする。また、日曜日及び祝日は休業日とし、作業を行わないこと。土曜日は予備日とし、特段の理由がない限りは作業を行わないこと。作業時間は午前9時から午後5時までの間で実施する（午後4時から午後5時までの間は草刈機等を使用しての作業を行わないこと。）こと。※各回除草面積については、仕様書別紙を参照すること。また、自治会等から指定期間内で除草時期の要望があった場合は公園緑地課と協議を行い指示に従うこと。

指定期間

- ・1回目 令和8年5月11日から同年7月3日まで
- ・2回目 令和8年7月21日から同年9月4日まで
- ・3回目 令和8年9月28日から同年11月13日まで

- ② 作業日程に関して、作業日の7日前までには指定の工程表を公園緑地課宛て提出し、各週ごと

に実施報告を行うこと。なお、提出後の工程に変更が生じた場合はその都度、変更後の工程表を必ず提出すること。また、各児童遊園地に、作業日の10日前までに作業内容、作業時間を掲示した貼り紙を掲示し、事前周知を行うこととし、周知期間内に作業を実施することができない場合には、周知期間満了の3日前までに修正した期間を再掲示すること。

③ 除草業務においては、以下に掲げる事項を遵守し、利用者及び近隣住民、通行人及び通行車等の安全に十分留意し、作業を行うこと。

(ア) 除草の刈高は高さ3cm以内を目処とし、刈り残しのないよう作業を行うこと。除草機は紐式（石跳ね防止のため）のものを使用しないこと。また、除草の結果、対象部分を現状より悪化させないこと。

(イ) 除草の実施にあたり既設構造物等の一部撤去を伴う場合には、あらかじめ公園緑地課の承諾を得たうえで行い、原状回復を行うこと。

(ウ) 除草業務を実施するうえで必要と判断される場合は、誘導員を配置すること。

(エ) 除草業務前に区域内の清掃を行って、ごみ及び石、空き缶等の障害物はあらかじめ除去し、透明のビニール袋に入れ、指定された場所に搬入すること。

(オ) 刈草等が側溝等に飛散した場合は必ず側溝の清掃も行うこと。特に、朝日が丘第2児童遊園地（北中部-逢坂-1）、朝日が丘第6児童遊園地（北中部-逢坂-9）、一里山六丁目児童遊園地（瀬田東-24）は徹底すること。

(カ) 除草業務を対象とする賠償責任保険に加入し、防護ネット等による飛び石等の防止対策を必ず施し作業を実施すること。飛び石等により第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償等の対応を行うこと。なお、以下の児童遊園地においては、飛び石等の防止対策のため、1.8m以上のコンパネ等を設置すること。

- ・北 部：廊ノ坊児童遊園地（坂本-8）
- ・北中部：朝日が丘第6児童遊園地（逢坂-9）
- ・中南部：別所児童遊園地（石山-2）
- ・南 部：赤尾町児童遊園地（南郷-9）、NEW故郷児童遊園地（田上-15）、神領二丁目南児童遊園地（瀬田南-23）
- ・東 部：玉野浦第一児童遊園地（瀬田-34）、レークサイド第1児童遊園地（瀬田北-12）、ベルパーク東児童遊園地（瀬田東-17）、一里山六丁目児童遊園地（瀬田東-26）

(キ) 樹木・草花・施設等を損傷した場合、速やかに公園緑地課へ報告すること。なお、原状回復を行う場合は必ず公園緑地課の指示に従うこと。

(ク) ハンドガイド式の機械刈りが不可能な部分については、肩掛式の機械刈りにより除草を行うこと。また、肩掛式の機械刈りが不可能な部分については、人力による手刈り作業で行うこと。花壇や植え込み地、砂利地については、人力抜根作業を行うこと。

(ケ) 刈払機を用いる場合、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講した者が除草作業をすることが望ましい。また、事故防止に努めるとともに、環境面に十分配慮すること。

(コ) 児童遊園地のフェンスの外側に法面がある場合、管理区域であれば法面も除草すること。また、除草範囲等が不明な場合は公園緑地課の指示に従うこと。大谷団地児童遊園地（北中部-藤尾-1）は住宅側の法面の上も除草すること。また、朝日が丘第3児童遊園地（北中部-逢坂4）、蟻の内児童遊園地（北中部-唐崎-16）、杉浦草の根ひろば児童遊園地（中南部-膳所-8）、稲津町児童遊園地（南部-田上-4）は法面の上も除草すること。西部団地、寺辺団地、国分一丁目西山、大平山第2、富川は石垣の除草も行うこと。

(サ) フェンスにツルが巻き付いている場合には全て除去すること。児童遊園地外から伸びてきているツルについても同様に除去すること。真野六丁目第2児童遊園地（北部-真野-20）、逢坂児童遊園地（北中部-逢坂-3）は特に徹底すること。

(シ) 除草した刈草は放置せず、速やかに集草し市の指定した各一般廃棄物処理施設へ搬入すること。

(業務場所別搬入施設)

- ア 北部クリーンセンター (大津市伊香立北在地町272)
- イ 北部クリーンセンター
- ウ 環境美化センター (大津市膳所上別保町785-1)
- エ 環境美化センター
- オ 環境美化センター
- カ 環境美化センター又は北部クリーンセンター
- キ 環境美化センター

なお、一般廃棄物処理施設への搬入は、公園緑地課(電話番号:077-528-2784)へ受託者より搬入日の1週間以上前に事前申請し、指示を受けること。なお、事業系一般廃棄物搬入申出書の搬入者の欄には、除草を行った者ではなく、実際に搬入する者や団体名を記載すること。また、刈草の処分料は公園緑地課負担とする。

- (シ) 完了報告写真については、児童遊園地毎に園名板、作業前、清掃ごみ等、作業中、刈草積込、作業後の写真6枚を撮影し、報告書へ添付すること。その際に、作業日、児童遊園地名を記載すること。ただし、児童遊園地全体が1枚で収まらない場合は、児童遊園地全体の施行が分かるように写真を追加すること。なお、刈草の処分については、搬入施設への搬入写真1枚を撮影し、報告書へ添付すること。
 - (ス) 児童遊園地の遊具、フェンス、ベンチ、樹木等で異常を発見した場合は公園緑地課へ報告すること。
 - (セ) 除草業務において、第三者による作業の実施等により当初想定した作業対象数量に変更が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。
 - (ソ) その他、公園緑地課の指示に従うこと。
- ④ 委託料の支払いについては、下記の通り行う。
- (1) 第一回目 業務完了後、検査に合格したものについて、出来高に応じた支払いを行う。
 - (2) 第二回目 業務完了後、検査に合格したものについて、出来高に応じた支払いを行う。
 - (3) 第三回目 業務完了後、検査に合格したものについて、支払いを行う。